

令和6年度版

単位長生 クラブ

補助金利用の手引き

目 次

1. 単位長生クラブの補助金交付事業について ·····	P. 1
2. 補助の対象となる活動	
区分1 社会奉仕 ·····	P. 3
区分2 教養講座 ·····	P. 4
区分3 健康の増進 ·····	P. 5
3. 補助 <u>対象外</u> となる経費 ·····	P. 6
4. Q & A	
出納帳・領収書 / 募金・寄付金 / 謝礼 ·····	P. 7
旅費 / 交際費・娯楽費 / 消耗品・備品費 ·····	P. 8 ~ P. 9
印刷製本費 / 食料費 ·····	P. 9
景品・祝品・手土産代/材料費	
通信運搬費/保険料 / 会場使用料・借料 ·····	P. 10
諸会費 ·····	P. 11

1. 単位長生クラブの補助金交付事業について

【補助金の基本的な考え方】

補助金が交付できる団体

所沢市長生クラブ連合会に加入し、補助金を受ける年度において
6ヶ月以上の活動が見込まれる団体

補助金の対象となる会員

所沢市に住所を有する60歳以上の方

補助金の対象となる活動

以下の『3つの活動』で補助金が利用できます。

①社会奉仕

町の美化、事故防止運動、ボランティア、
技術・技能伝承の活動 など

②教養講座

教養、健康、人間関係、地域社会、
現代社会に関する講座 など

③健康の増進

体操、スポーツ など

※単なる娯楽を目的とした要素が強い活動や、飲酒、交際、慶弔に関わる活動は、補助の対象外となります。

※個人にお渡しする品物や現金についても、補助の対象外となりますのでご注意ください。



補助金の交付を受けるには

下記の書類をご提出ください。
市の審査後、補助金を受けることができます。

また前年度、補助金を受けていた団体は実績報告をしてください。
記入例については、別紙『単位長生クラブ補助金実績報告（申請）マニュアル』をご覧ください。

【令和6年度の申請】

- ◆長生クラブ補助金交付申請書
(様式第1号)
- ◆事業計画書
- ◆収入支出予算書
- ◆補助金交付請求書
(様式第3号)
- ◆所沢市補助金等交付規則
による交付時期について
- ◆会員名簿
- ◆振込先口座の通帳の写し

【令和5年度の報告】

- ◆長生クラブ事業実績報告書
(様式第4号)
- ◆事業報告書
- ◆収入支出決算書
- ◆出納帳の写し
(該当年度のすべてのページ)
- ◆領収書の写し
(補助金の対象となる事業に
要した費用のみ。)



補助金の返還

対象となる活動費が補助金申請額を下回った場合は、補助金の返還が必要です。

返還が生じる単位長生クラブには、令和6年5月上旬頃に納付書を送付しますので、令和6年5月中旬までに返還をお願いいたします。



その他

- ・会長が変わる場合 → 「長生クラブ会長変更届」
- ・クラブを解散する場合 → 「長生クラブ解散届」
- ・クラブの名称が変わる場合 → 「長生クラブ名称変更届」

上記届を別途ご提出ください。様式は高齢者支援課にございます。

2. 補助の対象となる活動

区分1：社会奉仕

内容に値する活動をしていても全てが補助対象になるとは限りません。

事業名	事業内容の具体例
I 町の美化運動	(1)道路・公園・河川、バス停等の清掃 (2)ゴミ・空き缶拾い (3)公園等の花壇・樹木の世話 (4)町の緑化運動・花いっぱい運動 (5)子供の遊び場の危険物除去 (6)駅前の自転車の整理整頓
II 事故防止運動	(7)交通安全運動 (8)火災予防運動
III 生活改善活動	(9)物を再利用する運動 (10)あいさつ等普及運動
IV ボランティア活動	(11)寝たきり高齢者友愛訪問・一声訪問 (12)一人暮らし高齢者交流運動 (13)各種募金運動 (14)使用済み切手収集運動 (15)老人ホーム等への手作り雑巾等寄贈 (16)老人ホーム等への奉仕活動 (17)創作作品のチャリティバザー
V 技術・技能 伝承活動	(18)作物栽培の伝承 (19)地域のお祭りの手伝いや伝承 (20)郷土料理の伝承 (21)昔からの遊び (わらべ唄・あやとり・剣玉凧上げ等) や 手作り玩具(竹馬・竹とんぼ・お手玉等)の伝承 (22)民話の伝承 (23)児童に紙芝居等で地域の歴史・文化等を伝承 (24)書道・華道・盆栽・織物・和裁・民謡・踊り・ 詩吟等を地域の人々に講習

区分2：教養講座

内容に値する活動をしていても全てが補助対象になるとは限りません。

事業名	事業内容の具体例
I 知識・教養の向上に関するもの *哲学・歴史・文学 *風俗・習慣 *自然科学 *美術・工芸 *音楽 *創作・趣味活動	(1)郷土の歴史や文化財保護の学習 (2)書道・華道・茶道・料理教室 (3)各種工芸・陶芸・手芸教室 (4)民踊・民謡・カラオケ教室 (5)文芸(俳句・短歌等)教室 (6)朗読の勉強会 (7)古典芸能の鑑賞 (8)趣味の園芸や作物の栽培 (9)各種楽器の演奏を学ぶ (10)各種会報等の作成
II 健康に関するもの *医療・保健衛生	(11)食と健康管理 (12)成人病の予防・介護予防の方法 (13)温泉の効能、効果の知識
III 人間関係に関するもの *家庭の人間関係 *家庭教育 *若い世代の理解	(14)高齢者と若い世代の交流 (15)家族とのコミュニケーションについて考える (16)自治会役員、PTA、婦人会との話し合い (17)上手な話し方、聞き方を学ぶ
IV 地域社会に関するもの *奉仕活動 *災害予防 *地域開発	(18)交通安全講習会 (19)防火・防災訓練 (消火器の取り扱いや避難場所の確認) (20)社会奉仕活動を実施するのに必要な学習 (21)長生クラブの運営(事務費を含む)
V 現代社会に関するもの *政治・経済 *法律 *国際機関 *外国との交流	(22)相続のしくみについて学ぶ (23)年金のしくみについて学ぶ (24)介護保険制度について学ぶ (25)日本経済の動向を研究する (26)憲法について学ぶ (27)世界情勢について学ぶ

区分3：健康の増進

内容に値する活動をしても全てが補助対象になるとは限りません。

事業名	事業内容の具体例
I 体操	(1)ラジオ体操の実施 (2)健康体操の実施 (3)肩こり追放体操の実施
II スポーツ	(4)歩け歩け運動の実施 (5)ゲートボールの実施 (6)輪投げの実施 (7)インディアカの実施 (8)バスケットピンポンの実施 (9)グランドゴルフの実施 (10)バレーボールの実施 (11)バスケットボールの実施 (12)テニスの実施 (13)バトミントンの実施 (14)卓球の実施 (15)剣道・合気道の実施 (16)ペタンクの実施

※ 事業内容に該当しないものは、その他に記入してください。

3. 補助対象外となる経費

区分	支出例	参考ページ	参考 QA
寄付金・協賛金	赤い羽根基金への募金	P. 7	Q3
謝礼	公園清掃等の参加者への謝礼金	P. 7	Q4
	バスの運転手への心づけ	P. 7	Q6
慶弔費	祝金・見舞金・香典	P. 8	Q10
事業費	誕生会・敬老会等の親睦会	P. 8	Q11
	食事会・親睦旅行	P. 8	Q8、Q11
	クラブ内のサークル活動への助成金	P. 11	Q30
消耗品費	マスク等を一括購入し、個人へ配布	P. 9	Q15、Q16
食糧費	お酒・弁当・お土産・備蓄品	P. 9～10	Q20、Q21 Q23
景品	bingo大会・誕生会・敬老会等の景品	P. 10	Q22
保険料	長生クラブの会員を補償した保険	P. 10	Q26
分担金	市長生クラブ連合会・各地区長生クラブ連合会への分担金	P. 11	Q31

4. Q & A

【出納帳・領収書について】

Q 1. 領収書（レシート）が無い場合でも、申請できますか？

A 1. できません。

「いつ（日付）」「誰が（クラブ名）」「何を（具体的な品名）」「いくら（金額）」購入したのか証明するために領収書が必要です。購入した店舗で忘れずに受け取ってください。

なお、領収書がもらえない場合や、領収書の但し書きが「品代」など具体的でない場合は、レシートも添付してください。

また、出金伝票は、領収書やレシートがもらえない場合のみ作成してください。

Q 2. 領収書を重ねて貼ったため、コピーが上手く取れません。金額が写っていれば申請できますか？

A 2. できません。

日付・宛名・金額・但し書きが分かるようにコピーしてください。コピーした際に色が薄く不明瞭な場合は、再提出を依頼する場合があります。

【募金・寄付金について】

Q 3. 赤い羽根基金に、会費の一部を募金しました。補助金から支出することができますか？

A 3. できません。

当補助金の目的は、長生クラブの活動に必要な経費を補助することです。補助金をそのまま募金することはできませんのでご注意ください。

なお、募金活動をする際の費用（募金箱、タスキ、交通費など）については補助対象となります。

【謝礼について】

Q 4. 公園清掃や交通安全運動の参加者への謝礼金は、補助金から支出することができますか？

A 4. できません。

個人への現金給付は、補助対象ではありません。

Q 5. 講座を開催した際に、講師に金券と交通費をお渡しました。補助金から支出することができますか？

A 5. できます。

講師謝礼は補助の対象になります。金券や交通費を渡した際には、領収書を作成してください。支払った事を証明するために講師から受領印をもらった場合に、補助金から支出することができます。

Q 6. 旅行の際にバスの運転手やバスガイドに心づけを渡したいが、補助金から支出することはできますか？

A 6. できません。

バス会社と契約した料金以外に個人へ現金を渡す場合は、自主財源から支出してください。

【旅費について】

Q 7. 電車代やバス代は、補助金から支出することができますか？

A 7. できます。

対象事業（社会奉仕・教養講座・健康増進事業）に参加する際の交通費のほか、会議や補助金手続き時の交通費も補助金の対象になります。利用した交通機関で領収書を発行してもらってください。領収書がもらえない場合は、乗車区間の運賃と人数を明記の上、出金伝票を作成してください。

Q 8. 研修目的の旅行を開催した。旅費は補助金から支出することができますか？

A 8. できます。

電車代、バス代（高齢者交流・研修支援事業補助金を受け取った場合は補助金額を引いた額）、高速道路代、駐車代が対象です。

ただし、入館料、食事代、宿泊代は対象外です。自主財源から支出してください。また、娯楽要素が強い行事（いちご狩り、歌謡ショー等）も対象外です。

Q 9. 行事で会員が車を出した場合、車代やガソリン代は補助金から支出することができますか？

A 9. できます。

その場合、金額は会の会則等で定めてください。（例：1回〇〇円）

領収書はご本人が受け取ったことが分かるように作成してください。

【交際費・娯楽費について】

Q 10. 慶弔費は補助金から支出することができますか？

A 10. できません。

個人に対する現金給付は補助金から支出することができません。入院見舞いや快気祝い金も対象外です。

Q 11. 敬老会や誕生会にかかる経費は、補助金から支出することができますか？

A 11. できません。

敬老会や誕生会に限らず、会員同士の親睦や単なる娯楽を目的とした要素の強い滑動（社会奉仕・教養講座・健康増進に当てはまらない活動）のみにかかる費用は、補助対象ではありません。自主財源（補助金以外の財源）から支出してください。

【消耗品・備品費について】

Q 12. グラウンドゴルフ大会用に会員共有のゴルフクラブを買いました。補助金から支出することができますか？

A 12. できます。

長生クラブ内で共有するものは補助対象となります。そのため、個人の所有物として使用する場合は対象外です。

Q 13. 長生クラブが借り上げている農園で使用する苗木や肥料、くわなどの道具は補助金から支出することができますか？

A 13. できます。

町の緑化運動等の活動に用いる物品の購入代金は補助対象となります。

Q 14. インターネットで購入した物品でも補助金から支出できますか？

A 14. できます。

インターネット購入の場合は、領収書または配送料明細書（支払い明細書）を添付してください。宛名が個人名の場合は、会長の承認を得て購入したことが分かるよう、会長のサインと押印をもらってください。

Q 15. 当該年度の活動分のマスクを年度初めに一括購入し、一人に一箱（当該年度活動分として）配布します。補助金から支出できますか？

A 15. できません。

個人への現物給付は対象外です。

Q 16. 当該年度の活動のためにマスクを活動の都度購入し、活動ごとに必要枚数を参加者に配布します。補助金から支出できますか？

A 16. できます。

領収書等の余白に事業名・実施日・必要枚数を記載してください。
長生クラブ活動外目的や、活動後に購入したマスク、次年度活動用の買い置き等は対象外です。

Q 17. 補助金対象の活動で使う備品であれば、何でも補助対象になりますか？

A 17. 購入前に高齢者支援課までご相談ください。

主に長生クラブの補助金対象の活動で使う場合は、備品費の対象になります。
ただし、備品を購入する場合は、購入前に必ず高齢者支援課にご相談ください。
事前に相談がない場合は、対象外となる場合があります。
また、備品費だけで補助金全額を使う申請や実績報告はご遠慮ください。

【印刷製本費について】

Q 18. 定例会や講座で使用する資料のコピー代は、補助金から支出できますか？

A 18. できます。

コピー機使用後に領収書を発行してください。自動発行機能が無いコピー機の場合は、店員や施設の係員に発行してもらってください。

長生クラブ活動のための印刷である場合、インクカートリッジの代金も補助対象となります。市への提出書類（実績報告等）のコピー代も補助対象です。

Q 19. 会報を作製したが、印刷代は補助金から支出することができますか？

A 19. できます。

コピー代のほかにも、業者に依頼して冊子を作製した場合も対象となります。

【食料費について】

Q 20. お酒やノンアルコール飲料は、補助金から支出することができますか？

A 20. できません。

お酒やノンアルコール飲料（外観・味・香りなどが酒類に似ているもの）は対象外です。

Q 21. お弁当代は、補助金から支出することができますか？

A 21. できません。

お弁当などの食糧費（お茶代を除く）は現物給付にあたるため対象外です。
なお、料理教室を開催した場合の食材費は補助金から支出できます。

【景品・祝品・手土産代について】

Q 22. ビンゴ大会の景品や、敬老会・誕生会の祝品は補助金から支出することができますか？

A 22. できません。

個人に対する品物や現金の支給は対象外です。

Q 23. 各種活動で、訪問先に手土産を持参した場合、補助金から支出することができますか？

A 23. できません。

手土産は現物給付にあたるため、補助の対象外です。

なお、訪問に伴い使用するマスクや消毒用品は対象になります。

【材料費について】

Q 24. 郷土料理や手芸の教室で使う材料費は、補助金から支出することができますか？

A 24. できます。

若い世代への技術・文化の伝承や、会員の教養を深めることを目的とした会の材料費は補助対象になります。

【通信運搬費について】

Q 25. 補助金等申請書類を郵送した場合、郵便料は補助金から支出することができますか？

A 25. できます。

切手やはがき代は通信運搬費として支出できます。

【保険料について】

Q 26. 保険料は、補助金から支出することができますか？

A 26. できません。

ただし、

- クラブ活動中の対人・対物事故を補償するため長生クラブの団体単位で加入していく、長生クラブの会員以外への補償を行うための損害保険料
- ボランティア活動中の事故を補償するため長生クラブの団体単位で加入していく、ボランティア活動のたびにその都度加入する損害保険料

以上2つの損害保険料は、補助金から支出できます。

【会場使用料・借料について】

Q 27. カラオケ教室実施のために会場を借りた場合、補助金から支出することはできますか？

A 27. できます。

部屋代については補助対象となります。そのため、飲食代と部屋代を分けた領収書をもらうか、内訳が分かるレシートを添付してください。

Q 28. 集会所の使用料（会場借料・光熱水費）を複数回分まとめて支払いした場合、補助金から支出できますか？

A 28. できます。

領収書に開催日と回数を明記して、出納帳には領収書の日付で精算してください。ただし、次年度の利用日は次年度分の対象となります。

Q 2 9. カラオケ機器のレンタル（リース）代は、補助金から支出することができますか？

A 2 9. できます。

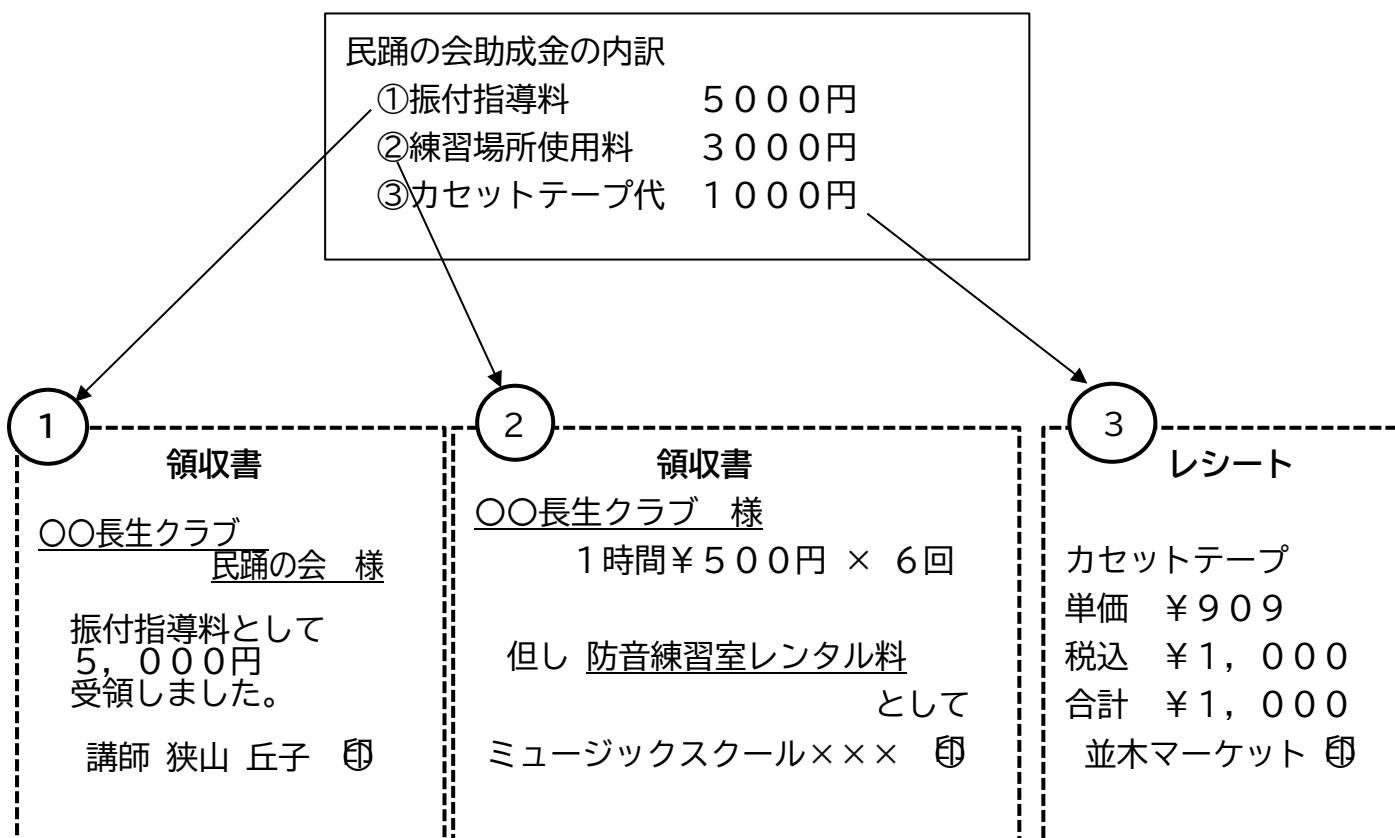
カラオケ大会やカラオケ教室を開催する場合は、補助対象になります。

【諸会費について】

Q 3 0. クラブ内のサークル活動への助成金は、補助金から支出することができますか？

A 3 0. できます。

長生クラブ内の同好会やサークルに対して活動費を助成する場合、費用の内訳が分かる報告書、購入した物品等のレシート等を添付してください。なお、サークルの活動費についても、用途は単位長生クラブの補助金利用に準じます。



Q 3 1. 市長生クラブ連合会・各地区長生クラブ連合会に対する分担金は、

補助金から支出することができますか？

A 3 1. できません。

上部組織への分担金は、社会奉仕・教養講座・健康増進事業に関わる事業ではないため、補助金から支出することができません。

